

山梨県公報

第千二百七十九号

平成十四年

四月十一日

木曜日

目次

使用料の徴収事務の委託	二二五
道路整備に関する県民意向調査	二二五
公告	二二五
松くい虫駆除命令内容の公表	二二五
公安委員会	二二六
遊技機の型式の検定	二二六

告示

山梨県告示第百八十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成十四年四月十一日

山梨県知事 天野 建

- 一 委託の相手方
甲府市寿町二十一番一号 財団法人やまなし文化学習協会
- 二 委託に係る使用料
山梨県県民会館(貸室を除く。)及び山梨県立県民文化ホールの使用料
- 三 委託の期間
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

山梨県告示第百八十四号

道路整備に関する県民意向調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。

平成十四年四月十一日

山梨県知事 天野 建

公告

松くい虫駆除命令内容の公表

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

平成十四年四月十一日

山梨県知事 天野 建

- 一 区域及び期間
1 区域
塩山市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び関係地域振興局林務環境部に備え置いて縦覧に供する。)

2 期間
平成十四年四月三十日から同年五月六日まで

- 二 森林病害虫等の種類
松くい虫

三 行うべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、若しくは当該樹木を伐倒して薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であつて、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫及びその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、若しくは当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域の松林及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況にかんがみ、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その必要な事項

1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病虫害防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木等の所在する地域を所管する地域振興局林務環境部長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、3により申請書を提出する場合はこの限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木等の所在する地域を所管する地域振興局林務環境部長を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

4 知事は、三に掲げる樹木、伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき、

又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。
5 知事は、4の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあつた遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年四月十日までとする。
平成十四年四月十一日

山梨県公安委員会
委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式名	製造業者又は輸入者名	検定番号
太陽電子株式会社 代表取締役 安井一俊 愛知県名古屋市中区長先町九二番地	回胴式遊技機 規則第六条第五号（別表第一）	ヒマツリ	太陽電子株式会社	二四〇〇一九
太陽電子株式会社 代表取締役 安井一俊 愛知県名古屋市中区長先町九二番地	回胴式遊技機 規則第六条第五号（別表第一）	ダイフン30	太陽電子株式会社	二四〇〇四二
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号（別表第二） 第三种特別電動役物	CRダイナミクイート	株式会社ニューギン	二二〇〇五六

株式会社ニューギン 代表取締役 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地	株式会社ニューギン 代表取締役 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物	ワニざん す	株式会社ニューギン	二二〇〇二〇
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四 番五号	規則第六条第五)種特別電動役物	ゼット 30	株式会社ネット	二四〇〇三一
株式会社ガイドー 代表取締役 役 寶田久治 東京都渋谷区東二丁目二三番 三号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)種特別電動役物	ワイバー ンクラブ DX	株式会社ガイドー	二〇〇〇七一
株式会社ガイドー 代表取締役 役 寶田久治 東京都渋谷区東二丁目二三番 三号	回胴式遊技機 規則第六条第五)種特別電動役物	ファイバー ンクラブ	株式会社ガイドー	二四〇〇六〇

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 ㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番